

豊 総 第 2 9 0 号

平成 2 6 年 8 月 2 7 日

豊明市長 殿

豊明市個人情報保護審議会

会長 兼 子 定 示

豊明市個人情報保護条例第 4 2 条の規定に基づく諮問について（答申）
平成 2 6 年 7 月 1 7 日付け豊児第 2 2 6 号にて諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、豊明市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 1 5 条の規定に基づき、平成 2 6 年 5 月 2 8 日付けで「平成 1 7 年の 6 月の相談記録及び平成 2 3 年の 1 0 月の相談記録」（以下「本件申立文書」という。）の個人情報開示請求書を豊明市児童福祉課（以下「諮問実施機関」という。）に提出した。
- (2) 諮問実施機関は、平成 2 6 年 6 月 6 日付けで豊児第 1 9 3 号の個人情報部分開示決定通知書により、条例第 1 6 条第 2 号に該当する情報が含まれているという理由によって、本件申立文書の部分開示決定をした。
- (3) 申立人は、部分開示決定を不服として、同年 6 月 6 日付けで不服申立書を提出し、豊明市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、同年 7 月 1 7 日付けで諮問実施機関から豊児第 2 2 6 号の個人情報審査諮問書により、条例第 4 2 条の規定に基づく諮問を受けた。

2 諮問実施機関が部分開示決定をした理由

申立人以外の個人に関する情報及び相談員の申立人に対する印象に関する情報が含まれているため、全部開示決定はできないという判断により、部分開示決定をした。

3 申立人の主張の要旨

申立人の主張の趣旨は、本件申立文書の部分開示決定を取り消すことであり、その理由は次のとおりである。

- ・申立人自身の相談内容の記録にも関わらず、一部黒く塗りつぶされ確認できない部分がある。相談事項を確認したいため全部開示を求める。

4 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人の相談内容を記録したものではあるが、申立人から電話で相談を受けた相談員の申立人に対する印象及び申立人以外の相談記録が含まれているものである。

5 審議会の判断理由

申立人と諮問実施機関との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審議会は、諮問実施機関が部分開示決定をした情報について、次のように判断する。

- ・諮問実施機関が、本件申立文書のうち不開示とした情報について、条例第16条第2号に該当する申立人以外の個人に関する情報及び条例第16条第4号に該当する相談に関する情報であって、開示することにより、相談員の事務遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に関しては、開示することはできない。ただし、相談者の世帯構成等を確認するために使用したシステム名等に関しては、当該情報を公にしたとしても、特定の個人の不利益となるおそれはない。また、「担当者の氏名」に関しても、条例第16条第2号ウに該当する情報であって、当該職員の権利利益を不当に害するおそれのない情報である。また、「家族の氏名及び生年月日」に関しては、申立人が知り得る情報である。このため、これらの情報は開示することが適当である。

6 結論

以上のことから、諮問実施機関が、本件申立文書を部分開示とした決定は一部不適當であり、「システム名等」、「担当者の氏名」及び「家族の氏名及び生年月日」については、開示することが適當である。ただし、その他の情報に関しては不開示とすることが適當である。

7 答申に関与した委員

兼子定示、福井美奈子、三浦美智子、伊藤利男